

佐世保工業高等専門学校プール管理運営要項

(平成16年4月1日制定)

(使用者)

第1条 本校プールを使用できる者は、原則として本校の学生及び教職員であるものとする。

(使用区分)

第2条 プールの使用区分は、次のとおりとする。

- 一 体育の正課として使用する場合
- 二 水泳部員が課外活動として使用する場合
- 三 前二号に掲げる以外の学生及び教職員が使用する場合

(使用期間及び日時)

第3条 プールの使用期間等は、原則として次のとおりとする。

- 一 使用期間 6月1日から9月30日まで
- 二 使用時間 始業時から18時30分まで

2 休業日のプール使用は、原則として禁止する。

(プールの管理)

第4条 次に掲げる場合は、プールの使用を禁止する。

- 一 機械系統が故障したとき。
- 二 水量及び塩素含有量が所定量に満たないとき。
- 三 水質汚染のとき。
- 四 伝染病菌の含有を発見したとき、又は市内近郊に伝染病が発生したとき。
- 五 学校薬剤師又は市保健所から使用禁止の指示があったとき。
- 六 その他使用禁止の必要を認めたとき。

(入泳者の管理)

第5条 次に掲げる者の入泳を禁止する。

- 一 医師から水泳を禁止されている者
- 二 結核疾患検査により、次に該当すると判定された者
 - イ 自然陽転1年以内の者
 - ロ 要注意者と判定された者
- 三 結核性疾患で加療中又は治ゆ後1年以内の者(気管支炎、早期浸潤、肋膜炎などを含む。)
- 四 次に掲げる症状を有する者
 - イ 発熱
 - ロ 下痢

ハ 著しい外傷

(使用手続)

第6条 プールの使用については、下記の点を厳守すること。

- 一 正課において使用する場合は、体育教員の指示に従うこと。
- 二 水泳部員が課外活動において使用する場合は、顧問教員の指示に従うこと。
- 三 一般学生が使用する場合は、学生主事を経て校長の許可を受け、その指示に従うこと。
- 四 本校教職員が使用する場合は、総務課長を経て校長の許可を受け、その指示に従うこと。

2 第3条ただし書による使用の場合は学生主事を経て校長の許可を受け、その指示に従うこと。

(入泳時の注意事項)

第7条 入泳する場合は次に掲げる事項を厳守すること。

- 一 入泳前後は必ず準備運動及び整理運動を行うこと。
- 二 入泳前後は公衆衛生上、シャワー、洗眼及びうがい等を行い清潔を保つこと。
- 三 プール使用は必ず2名以上で行うこと。
- 四 入泳中事故を発見した場合は近接の者に連絡し、その救助に協力すること。
- 五 入泳のための更衣は所定の場所で行うこと。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。